

# 街どう支える

部  
階層

な階  
。单  
時に  
を指  
震災  
特に  
念がないが、日本は逆で、災  
害で家を失うと、個人資産に  
援助はできないという理由か  
ら地域で生活できなくなる例  
が多い。社会のありようが脆  
や方  
んな  
力」  
弱な人々を生んでいる。

トル  
永井  
脆弱な層の中心に高  
齢者がいる。阪神大震災の死  
者に  
害に  
域で  
調べ  
被災  
た。避難が困難なうえ、環境  
の変化で持病を悪化させた  
り、肺炎になつたりする。障  
害者も同様で、意思疎通がで  
きず孤立しやすい。外国人は  
言葉の壁に加えて賃金不払い  
や解雇が目立つ。子どもは親  
の死去など家庭環境の激変に  
直撃される。

## 2.5人称の視点 行政に

女性の問題も大きい。阪神大震災の死者の57・5%が女性。解雇者が10万人とされるのは、親類宅に身を寄せること多々。

9件あった。「雇用破壊」で債務不履行はさらに増えるのではないか。  
柳田 戦後60年で作った国

島本 漫画喫茶に寝泊まりする「出勤ホームレス」が増えている。日雇い派遣などで低収入のため、家賃が払えないからだ。そうした若者たちが災害前の暮らしを懷かしむだろうか。避難所の方が快適なところになりかねない。格差社会はそんな矛盾をはらむ。

で加速している。家や街の復興も大切だが、もっと重要なのは心の問題。壊れかかった心を支えるのは周囲との関係だ。人と話が出来る場があるだけで、元気を取り戻せる人もいる。大切な人をはじめ、いろんなものを失った時、どう生きるか。もとには戻れないのだから、自分で新しい価値をどう見つけれるかが大事。そうした意味から復興を考えることも忘れてはいけない。

# 格差社会 広がる県

拠えて、  
が補えた  
らう。社員  
害支援でさ  
向が見え  
か。  
永井 壮  
は法律に古  
にさえ入る  
時間労働は  
は正社員の  
費者金融  
特別では、  
増し、脆  
がつていど  
多重債務  
～600～

災害時に保険人には分配されると、解説するのである。

で被害してもみを災決の方はない

い人がれる。任せる。底的にけ出でな社会を感じる。柳田「視点」に向かう者の見方を客観的もなくなる。をして・公事れば、えらば

この国へ来るは必ずしも、弱い立場に陥ることにならぬ。弱い立場に陥るのを防ぐのが、行政的手段である。

のありだ。  
この視點に對策を立てて考えた結果、「三」品ない柔軟な「一人称」の立場が得られる。市  
の根本的立場は、それ、そしてしくなればならない。

背負わる  
場原理に  
の人がが  
こからま  
る。そ  
らない、  
5人称  
災害に  
は、被  
ること。  
人称」  
の感情  
軟な対  
点を薬  
盛り込  
ようは

變め書應論で。炎立の どん抜徹にて

### 災害復興基本法の制定を

災害は全般支援が可能で、これにより多くの人々が保護されることが期待される。

言に脆弱ではない。この國民の人々は、一人などの性がある。

のは、一部の社会的  
総資産が数千万円に  
約7割が含まれる。  
は大災害が起きたと  
の借金を抱えてしまう  
被害、地盤被害など、  
は形で襲ってくる。幸  
得ない。減災に復興  
やめてこそ、国民は  
うること、被災者の  
こは別だ。被災地に  
に建つても、住人が  
こぎた人ばかりなら、  
えるのか。住宅、医  
教育などを一体として  
いない。

A black and white portrait of Taro Aso, a Japanese politician, wearing a suit and tie, speaking into a microphone.

関西学院大教授  
林 宜驥氏

## コーディネーター



関西学院大教授  
宮原浩一郎氏

關西學院大教授

基調報告

A black and white photograph of a man with dark hair and glasses, wearing a dark suit and tie. He is holding a microphone in his right hand and appears to be speaking or about to speak. The background is plain and light-colored.

## 災害復興基本法の制定を

災害に脆弱なのは、一部の社会的弱者ではない。総資産が5千万円以下という国民の約7割が含まれる。これらの人々は大災害が起きると重口ローンなどの借金を抱えてしまふ可能性がある。

火災、住宅被害、地盤被害など、災害はいろんな形で襲ってくる。完全な防災はありません。減災に復興支援が組み合わさってこそ、国民主導で保護される。

都市が復興することと、被災者の「人間復興」とは別だ。被災地にマジンションが新たに建つても、住人がよそから移ってきた人ばかりなら、復興したと言えるのか。住宅、医療、働く場、教育などを一体として考えないといけない。

1947年に作られた現行の災害救助法は、今の時代にそぐわなくなつた。自宅敷地内の仮設住宅の可否が災害ごとに違うなど、対応もわからぬくらい。混乱している法律を整理するため、災害復興基本法が必要だ。被災者がその時、一番欲しい物が提供できるように、たくさんのメニューを用意し、再生の意欲を持たせるような支援の仕組みを考えたい。